

稲美町中学校部活動地域展開についての方針
学校部活動から「いなみチャレンジクラブ」へ



2025 年 8 月

稲美町教育委員会

はじめに

中学校部活動は、子どもたちが文化・スポーツ活動に親しむ機会を確保し、多世代との交流の中で豊かな人間関係を築くとともに、自己肯定感、責任感、連帯感を育むことに貢献するなど、子どもたちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら稲美町においても少子化による生徒数減少や、これに伴う教職員定数減の影響等により、部活動の種目数が減るなど、生徒にとって活動の選択肢が少なくなる傾向にあり、今後やむを得ない廃部や、単独で試合に出られない学校が増えるなど、学校単位での部活動の維持が困難になることが想定されます。

稲美町では、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2028（令和 10）年度に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「稲美町の地域クラブ活動」＝「いなみチャレンジクラブ」（以下、「いなチャレ」という）を開始します。

子どもたちのニーズも大きく変わってきており、「いなチャレ」ではこれまで部活動にはなかった種目も含め、校区を越えて子どもたち自身が「やりたいこと」を選択して活動することで、地域での多様な体験や、様々な世代との豊かな交流を通じた学びなどの新しい価値の創出にもつながることを期待します。

「いなチャレ」には、これまで地域におけるスポーツ・文化芸術活動の普及・啓発にご尽力されてきたスポーツ・文化芸術団体、大学、NPO、地域団体をはじめ、幅広く多くの方々にご参画いただき、「稲美町の地域クラブ」＝「いなチャレ」として多様な活動に取り組んでいただきたいと考えており、本方針を策定します。

本方針をご活用いただき、各クラブの活動内容や運営がより充実・発展することで、「いなチャレ」が子どもたちにとってワクワクするような活動となるよう願っています。

稲美町教育委員会

目次

1. 「部活動地域展開」について	
1- 1 稲美町における部活動地域展開の考え方	3
1- 2 「いなチャレ」の特徴	3
1- 3 「いなチャレ」の活動内容	4
1- 4 「いなチャレ」の実施主体	4
1- 5 スケジュール	5
2. 「いなチャレ」について	
2- 1 「いなチャレ」の目指す姿	6
2- 2 「いなチャレ」の登録	6
2- 3 活動方針の策定	6
2- 4 活動計画の作成	7
2- 5 効果的な指導	7
2- 6 活動報告等	7
2- 7 適正なスタッフ等の配置	8
2- 8 教職員の兼職兼業	8
2- 9 事故の防止及び健康管理	8
2-10 休養日及び活動時間	9
2-11 体罰・暴言・ハラスメントの根絶	10
2-12 指導者研修	11
2-13 「いなチャレ」に参加するために	11
2-14 中学校施設の利用	12
2-15 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加	12
2-16 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	13
2-17 保険の加入	13
2-18 個人情報の取り扱い	13
2-19 登録の取り消し	13
3. 教育委員会等の関わり	
3- 1 教育委員会の関わり	14
3- 2 学校の関わり	14
4. その他	14

1. 「部活動地域展開」について

1- 1. 稲美町における部活動地域展開の考え方

稲美町では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することとともに、スポーツ・文化芸術活動を通して豊かな人間関係を築きながら心身の健やかな成長を遂げることを目的として、2028(令和10)年度より、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「稲美町の地域クラブ活動」＝「いなみチャレンジクラブ」(以下、「いなチャレ(略称)」を開始します。

1- 2. 「いなチャレ」の特徴

- (1)地域のスポーツ・文化芸術団体をはじめとした幅広い団体が運営実施主体となり、中学校の施設等を活用し、スポーツ・文化芸術活動など、子どもたちに活動の機会を増やします。
- (2)子どもたちは学校の枠を越えて、子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- (3)大人の価値観を押し付けることなく、「仲間と楽しんで活動する」「目標に向けて一生懸命に取り組む」など、子どもたちの意向を尊重します。
- (4)活動団体は登録制とし、要件を満たす団体を教育委員会が公募し、審査を行った上で認可登録します。
- (5)「いなチャレ」は会費制とし、各クラブの運営に必要な最低限の費用は原則として受益者(各家庭)にご負担いただきます。

「いなチャレ」の概念

- ◆ 中学校の枠を越えて子どもたち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- ◆ これまでの部活動になかった新種目や、ニーズに合った活動も可能になります。
- ◆ 子どもたちが活動の主役となり、大人の価値観を押し付けません。

〔参考〕部活動と「いなチャレ」の違い

	部活動	「いなチャレ」
実施主体	学校	地域の団体（登録制）
指導者	教職員、部活動指導員	多様な人材、希望する教職員(兼職兼業)
参加者	当該校の生徒	生徒等（範囲は柔軟に設定）
活動場所	学校施設	原則として学校施設や町内の公共施設等
費用負担	部費（消耗品費等）	月会費等（指導者報酬、保険料等）
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等

1- 3. 「いなチャレ」の活動内容

「いなチャレ」は、アンケート等で把握した子どもたちのニーズも踏まえ、特定種目に専念する活動だけでなく、休日・長期休暇中などのレクリエーション的な活動や、複数の種目を経験できる活動も含みます。技術の向上を目指す活動から、運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広がっていきます。

活動の種類	実施主体	活動目的	特徴
技術・技能向上を目指すクラブ	多様な活動団体	技術・技能向上	競技経験のある指導者等による専門的指導
スポーツ・文化活動に親しむことを目的としたクラブ		機会確保 楽しむ・親しむ	趣味を一緒に楽しむような活動
レクリエーションクラブ		趣味を楽しむ 多様な交流	

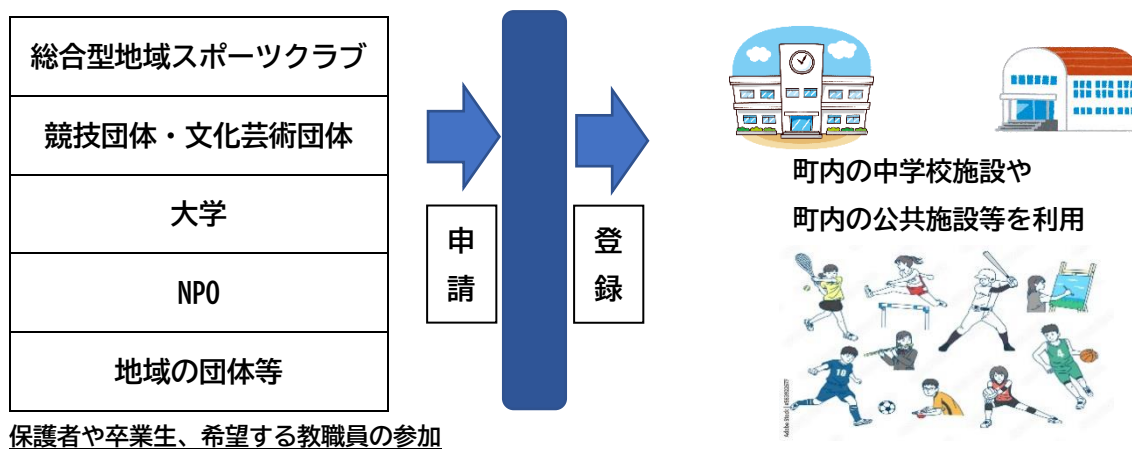
※指導する活動だけでなく、地域の方や保護者の見守りのもとで実施する活動も含みます。

1- 4. 「いなチャレ」の実施主体

「いなチャレ」では、スポーツ・文化芸術団体、大学、NPO、地域団体など幅広い団体が、教育委員会の認可・登録を経て実施主体(いなチャレ)となることで、地域の多様な人材との豊かな交流を通じ、新しい価値の創出を目指します。

また、希望する教職員にも参加いただけます。(兼職兼業)

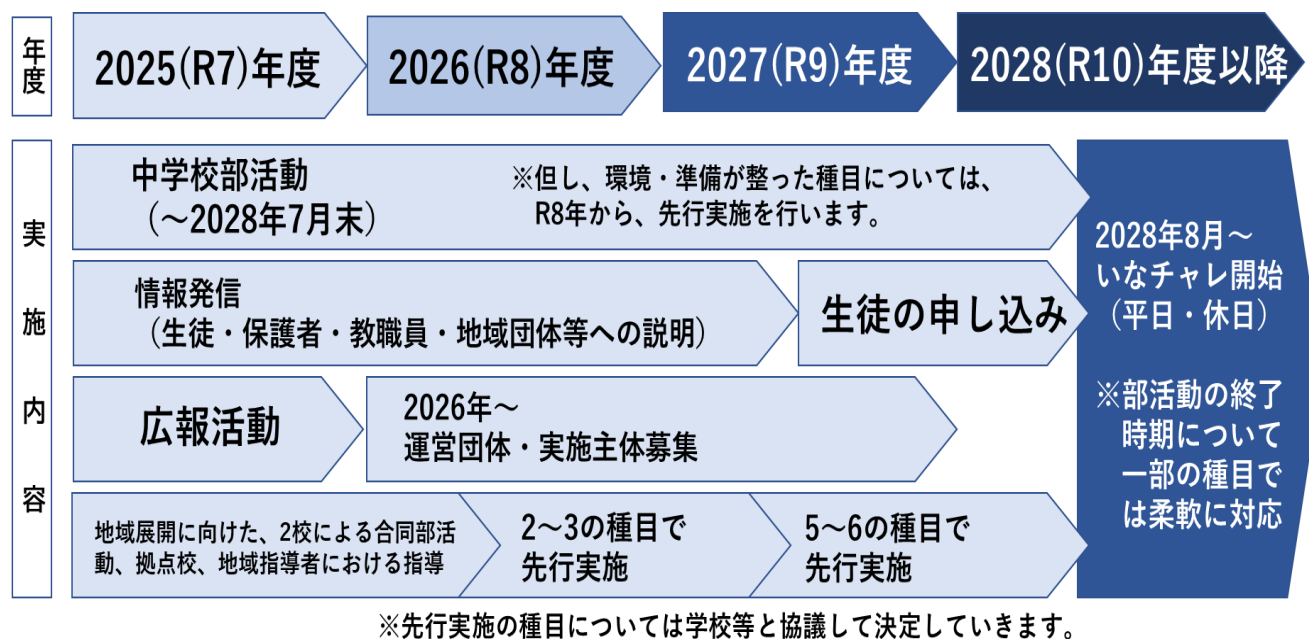
地域の保護者、卒業生等で指導に興味をお持ちの方が複数名で協力した上で実施主体として申請いただくことも可能です。



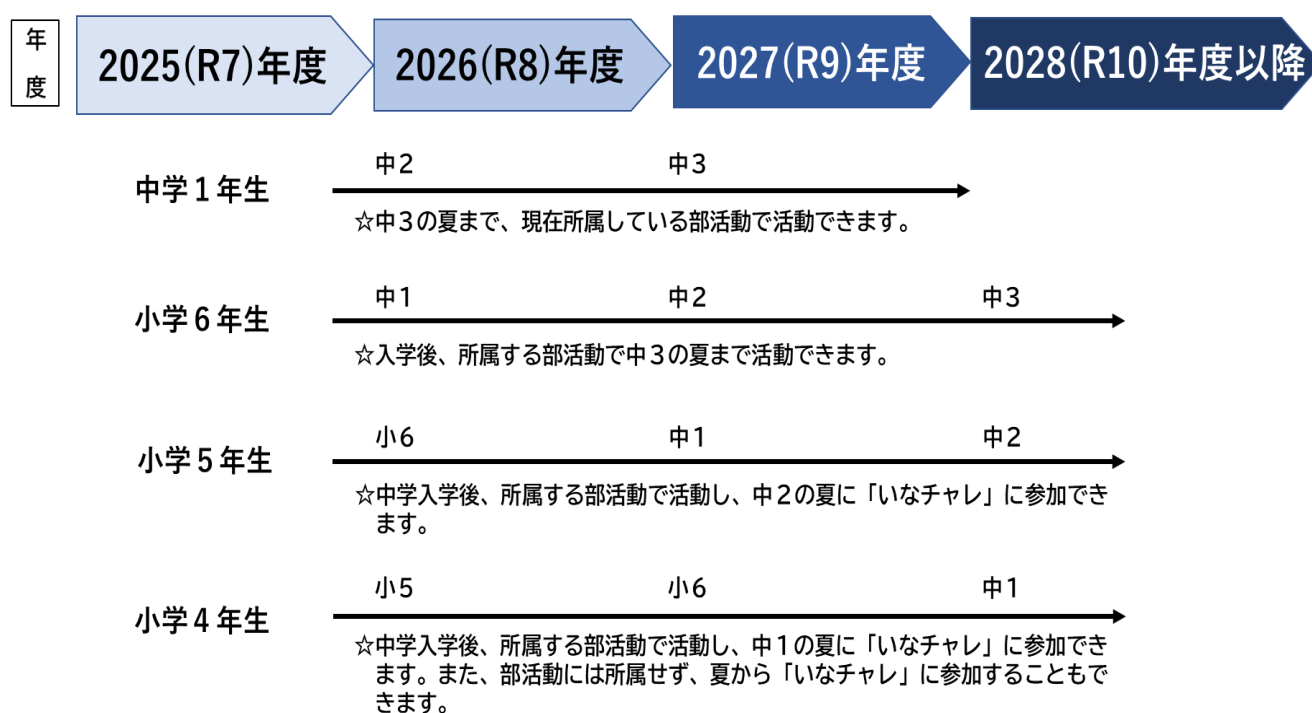
1- 5. スケジュール

2026(令和8)年度の中学1年生が3年生になって概ね部活動を引退する2028(令和10)年7月末をもって部活動を終了し、2028(令和10)年8月から「いなチャレ」を開始します。

なお、施設・設備等で部活動と競合しない活動など、準備が整った一部の種目については、先行実施できるよう取り組んでいきます。



地域展開におけるイメージ



2. 「いなチャレ」について

2- 1. 「いなチャレ」の目指す姿

本方針の趣旨に沿って活動する地域クラブを「いなチャレ」とし、その活動は以下の3つを目指すものとします。

- (1) 子どもたちが主体的に活動を選択し、一人一人に応じた多様な参加ができます。
- (2) 子どもたちが安全に安心して活動でき、学校生活と違った形での多様な体験や豊かな交流を通じて、子どもたちの心身の健やかな成長につながります。
- (3) 子どもたちをはじめとした参加者が、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことにつながります。

2- 2. 「いなチャレ」の登録

- (1) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、生徒や保護者が安全に安心して活動できるよう、教育委員会に認可登録申請を行い、審査・認可・登録を経て、中学生等にスポーツ・文化芸術活動などの活動機会を提供します。登録申請については、「いなチャレ募集要項」に基づいて行うものとします。また、認可登録は年度ごとの更新制とします。
- (2) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、急遽やむを得ない場合を除き、活動を年度途中で終了することなく、最低1年間は活動するものとします。

2- 3. 活動方針の策定

- (1) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、本方針に則り、活動方針を策定するものとします。
- (2) 活動方針には、「運営・活動体制」「活動内容」「活動頻度」「会費(参加費)」「定期的(少なくとも年1回以上)な会計報告」「参加者の範囲」「定員」「入退会の方法」「責任者・会計1名」「安全管理」「その他必要な事項」などを定めるものとします。
- (3) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、広く活動方針を公表するとともに、その活動方針に則り運営を行うものとします。
- (4) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、活動方針及び予算書を毎年、教育委員会へ提出するものとします。

2- 4. 活動計画の作成

- (1) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、中学校施設を使用する場合、当該中学校の学校行事等を考慮した上で、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加予定等)を作成するものとします。
- (2) 活動計画は活動の1か月以上前に公表し、参加者と教育委員会へ伝えるとともに、中学校施設を使用する場合は教育委員会及び当該中学校に伝えるものとします。

2- 5. 効果的な指導

- (1) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、それぞれのスポーツ・文化芸術活動の特性を踏まえた効率的かつ効果的な活動を実施し、適切な休養を取りながら、参加者が短時間に集中して取り組めるよう努めるものとします。
- (2) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、参加者の多様なニーズに応えられる指導者等の養成や資質向上の取組を進めるとともに、教育委員会が実施する研修(2-12. 参照)を受講するものとします。また参加者の安全・健康管理等に努め、必要に応じてスポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等との連携などにより参加者を支援するものとします。
- (3) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、参加者のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、参加者がそれぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に取り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行うものとします。

2- 6. 活動報告等

- (1) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、教育委員会に、毎年(5月末までに)必ず、活動実績(会計決算を含む)を報告するものとします。
- (2) 教育委員会は、「いなチャレ」において適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行うものとし、是正が必要となる場合には、「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、教育委員会の指導助言に従うものとします。

2- 7. 適正なスタッフ等の配置

- (1) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体のスタッフは、責任者や指導者など3名以上で構成することを原則とし、責任者は18歳以上(高校生は除く)とします。また、原則として大学等の学生だけでスタッフを構成することはできません。個別の事情により、原則と異なる構成が必要となる場合は、教育委員会と協議するものとします。
- (2) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体が、複数の「いなチャレ」の運営を行う場合に、責任者及び会計は兼ねることができます。指導者が複数の「いなチャレ」で指導(見守りを含む)を行おうとする場合は、教育委員会と協議するものとします。
- (3) 指導者の資格は必ずしも必要ではありませんが、専門的な指導を行う場合には資格取得に努めるものとします。
- (4) 「いなチャレ」として、各活動における大会やコンクールに参加する場合は、審判資格の保持等、その参加要件を満たすとともに、そのための人員を確保するものとします。
- (5) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に配慮しなければなりません。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認しなければなりません。

2- 8. 教職員の兼職兼業

- (1) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、教職員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認しなければなりません。
- (2) 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教職員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可します。(他市町の教職員についても同様)
- (3) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体が、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教職員の服務監督を行う教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとします。

2- 9. 事故の防止及び健康管理

「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、事故の防止及び参加者の健康管理のため、以下の事項に十分留意するものとします。

- (1)使用する用具等について定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- (2)使用する中学校施設(備品も含む)に不備があった場合、速やかに中学校又は教育委員会に報告する。
- (3)活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努める。
- (4)活動開始時に参加者の健康状態・疾病・傷病の症状などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するとともに、参加者が主体的に体調管理に努めることができるよう指導する。
- (5)使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、参加者に用具の正しい利用及び管理について指導する。
- (6)使用する施設にある AED の位置を把握しておくとともに、定期的に救命講習を受講するよう努める。なお、救急用品については各実施主体で用意することとする。
- (7)事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行い、保護者及び運営団体・実施主体の責任者に報告を行う。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じ、救急搬送が行われた場合には、所定様式にて、速やかに教育委員会に報告する。
- (8)適切な保険への加入は各運営団体・実施主体で行うこととする。

2-10. 休養日及び活動時間

- (1)「いなチャレ」の活動は、基本的に自由参加を原則とし、競技志向の強い参加者も含み、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とするため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)に準じて、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とします。短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるように努めるものとします。
- (2)「いなチャレ」の運営団体・実施主体が中学校施設を使用する場合、平日は16時から21時までのうち2時間程度まで、学校の休業日は21時までの日中のうち3時間程度までを基本とし、各校の施設状況等を踏まえるものとします。ただし、平日の18時以降の活動については週2回を上限とします。なお、水曜日の活動は行わないものとします。
- (3)「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、平日、学校の休業日を区別することなく、休養日を週当たり2日以上設けなければなりません。
- (4)「いなチャレ」は、上記の活動の上限を上回らなければ、下限を設けないものとし、週1回や月1回等の活動も認めるものとします。
- (5)生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校始業前の活動(早朝練習)は実施しないものとします。
- (6)中学校における定期考査の実施3日前から実施期間中や、学校行事当日及びその前後においては、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとします。

(7)上記のほか、参加者が他の活動(学習活動等)を優先するなどの場合には、参加者本人の意向を尊重し、参加を強制しないものとします。

2-11. 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解しなければなりません。活動に関わる全てのスタッフが、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからといって正当化されるものではなく、いかなる場合においても許されない行為であるとの認識を持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行うものとします。

なお、教育委員会は、参加生徒や保護者に向けた相談窓口を設け、これらの行為が確認された場合、運営団体・実施主体に適宜指導助言を行い、改善が見られない場合は認可登録を取り消すことがあります。

体罰等の許されない指導と考えられるもの(例)

- (1) 殴る、蹴る等。
- (2) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
〔例〕
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (3) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (4) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- (5) 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりする等)な発言を行う。
- (6) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

文部科学省「平成 25 年 5 月運動部活動での指導のガイドライン」より

2-12. 指導者研修

「いなチャレ」の指導者(見守りのみを行うスタッフを含む)は、教育委員会が指定する以下の研修を活動開始までに必ず受講するものとします。また、活動を継続する場合は、毎年受講するものとします。(※研修内容は、追加・変更する場合があります。)

- (1) 中学生の指導にあたり配慮すべき事項
- (2) 安全管理
- (3) 熱中症予防
- (4) ハラスメント防止

2-13. 「いなチャレ」に参加するために

- (1) 「いなチャレ」に参加する生徒は、競技又は実技経験や技量、障がいの有無等に関わらず、「いなチャレ」で活動することを希望する稲美町内の公立中学校に在籍するすべての生徒とします。なお、参加者を中学生に限るものではなく、小学生や高校生、大学生、社会人等幅広い世代が活動に参加することができます。
- (2) 教育委員会は、生徒が所属したい「いなチャレ」を円滑に選択するために、「いなチャレ一覧表」(以下(一覧表))を作成し、公表します。
- (3) 各中学校は、生徒が所属したい「いなチャレ」を選択するための資料として「一覧表」を活用し、各「いなチャレ」の活動方針、内容等を周知します。
- (4) 生徒は、一覧表や体験会等に参加しながら、自らのやりたい「いなチャレ」を選択し、参加する場合は保護者の同意を得て、各「いなチャレ」所定の申込書を「いなチャレ」に提出します。
- (5) 「いなチャレ」の活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するかクラブと情報共有するとともに、利用する中学校や公共施設等の定められた規則に従うものとします。
- (6) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底するとともに、使用施設の近隣住民にとって迷惑とならないよう対策を講じるものとします。
- (7) 「いなチャレ」の参加者が自転車を使用してクラブの活動に参加する場合は、必ず自転車保険に加入するとともに、乗車時はヘルメットを着用するものとします。
- (8) 「いなチャレ」として練習試合や大会・コンクールに参加する場合、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、解散場所等を決定するものとします。参加者の移動中における引率については、必須とするものではありません。
- (9) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、参加者が移動中にトラブル等に巻き込まれた場合には、適切な対応を取るとともに、速やかに保護者に連絡するものとします。

2-14. 中学校施設の利用

- (1) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体が中学校施設の使用を希望する場合は、認可登録申請時に、希望する施設・設備及び曜日・時間帯等について所定の様式に記載の上、提出し教育委員会において利用調整を行うものとします。なお、長期休業日における使用については、中学校側と協議の上、決定するものとします。
- (2) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、教育委員会が定める方法により、教育委員会の許可を受け、中学校施設を使用するものとします。
- (3) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、決められた時間内で活動を行うものとし、活動後は施設の原状復帰を原則とします。
- (4) 「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、学校が定めた所定の場所へ駐車・駐輪を行い、必要のない場所への立ち入りを行わないものとします。
- (5) 中学校の備品(サッカーゴールや卓球台、バレーネットの支柱など)を使用することはできますが、消耗品(個人で使用するもの、ラインパウダー、救急セットなど)は原則として運営団体・実施主体において準備するものとします。
- (6) 中学校施設内は、禁煙・禁酒とします。
- (7) その他、中学校施設の使用にあたっては、別途定める「いなチャレ」における中学校施設の使用に関する規程」(今後策定予定)を遵守するものとします。
- (8) 教育委員会は、「いなチャレ」の運営団体・実施主体が中学校施設の使用許可の条件に違反し、そのほか本方針に定められた事項を遵守しない場合は、使用を撤回し、又は許可を停止することがあります。

2-15. 中学校体育連盟等が主催する大会・コンクール等への参加

- (1) 中学校体育連盟主催大会への参加を希望する「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、兵庫県中学校体育連盟事務局へ必要な書類を提出し、「いなチャレ」として認可を受ける必要があります。必要書類等の詳細や各種競技部の細則については、兵庫県中学校体育連盟のホームページを参照してください。
【兵庫県中学校体育連盟ホームページ】 <https://www.hyogo-sports.jp/federation/>
- (2) 吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、兵庫県吹奏楽連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。
【兵庫県吹奏楽連盟ホームページ】 <https://www.hyogokensuiren.com/>
- (3) その他、各連盟主催のコンクール等への参加を希望する「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、各連盟へ問合せを行い、必要な手続きを行ってください。

2-16. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、参加者や保護者、地域住民等の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するものとします。

「いなチャレ」としての活動は、営利を目的としないものとします。

また、「スポーツ団体ガバナンスコード」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うものとします。

【スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」】

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

2-17. 保険の加入

「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、スタッフや参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険はもとより、自転車を使用する場合は自転車保険に加入させるものとします。争訟対応に関しての保険加入については、各運営団体・実施主体の判断とします。

2-18. 個人情報の取り扱い

「いなチャレ」の運営団体・実施主体は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知り得た個人情報を漏洩せず、適正に取り扱わなければなりません。参加者(未成年の場合は保護者を含む)に無断で、個人が特定できる活動写真をホームページやSNS等に掲載することなどが無いように、十分配慮しなければなりません。

2-19. 登録の取り消し

「いなチャレ」の運営団体・実施主体が本方針において定められた事項を遵守せず、教育委員会の指導助言に従わない場合には、教育委員会は運営団体・実施主体を公表し、登録を取り消すことがあります。

3. 教育委員会等の関わり

3- 1. 教育委員会の関わり

- (1) 教育委員会は、「いなチャレ」の運営団体・実施主体を把握し、必要に応じてヒアリングを行うとともに、本方針の内容を遵守しているかどうか、適宜確認します。
- (2) 教育委員会は、「いなチャレ」の安全な活動の実施に向けて下記の取組を行います。
 - ① 熱中症予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置等について研修を実施します。
 - ② 稲美町の関係部署と連携し、「いなチャレ」の運営団体・実施主体へ、様々なスポーツ・医学に関する研修会を広く紹介します。
- (3) 教育委員会は、参加者が興味関心に応じて活動を選べるように、「いなチャレ」の活動内容等をホームページ等に掲載するとともに、小中学校等と連携して案内します。
- (4) 教育委員会は、実施主体（団体・指導者）に対し、活動の立ち上げ、運営、安全管理、助成制度などに関する相談について、相談窓口を設置します。
- (5) 教育委員会は、「いなチャレ」に参加する生徒及びその保護者が活動内容や安全面、指導者との関係等に不安や疑問を抱いた際に安心して相談できる体制を整えるため、相談窓口を設置します。

特に、ハラスメントや不適切な言動に関する相談については、運営団体・実施主体に適宜、指導助言を行います。

3- 2. 学校の関わり

- (1) 中学校は、当該校の生徒の「いなチャレ」への参加状況の把握に努めるとともに、「いなチャレ」の活動内容等について、生徒に案内するものとします。
- (2) 学校は、当該校の施設を使用する「いなチャレ」の運営団体・実施主体から、必要に応じて活動実績の報告を受け、指導助言等を行うものとします。

4. その他

教育委員会は、国において部活動の地域展開に関する新たな方針が示された場合など、必要に応じて本方針を改定するものとします。

